○柳井市環境基本条例

平成17年６月30日条例第186号

改正

平成20年３月26日条例第１号

平成27年12月24日条例第35号

柳井市環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節　施策の基本方針等（第７条―第11条）
第２節　環境の保全及び創造のための施策（第12条―第19条）
第３節　地球環境保全の推進（第20条）
第４節　施策の推進体制の整備（第21条）
第３章　柳井市環境審議会（第22条―第31条）
附則

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海の美しい景観、緑豊かな自然、陽光あふれる温暖な気候に恵まれ、長い歴史に培われた多彩な文化と多くの歴史的遺産の恵みを受け良好な環境の下に発展を続けてきた。

私たちは、産業の発達と科学技術の進展に伴い、より便利な暮らしを求め続ける中で、この豊かな環境に対し負荷を与え、身近な自然環境やうるおいのある良好な生活環境を失いつつあると同時に、地球規模の環境にまでも大きな影響を与えることになった。

もとよりすべての市民は、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全、創造し、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

私たちは、通常の事業活動や日常生活が環境への負荷をもたらしていることを認識し、循環を基調とする社会経済システムを実現するため、経済活動や生活様式のあり方を問い直し、恵み豊かな環境を良好な状態で維持するとともに、さらに快適な環境を創造していかなければならない。

このような認識の下に、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、人と自然との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、人と自然の共生を確保し、地域の特性を生かしたうるおいのある快適な環境の保全と創造に努めていくとともに、地球環境保全も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

３　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指して行わなければならない。

４　地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

３　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加

工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4　前３項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第１節　施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（１）　環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

（２）　動植物の生育環境等に配慮し、森林、農地、海岸、河川等における身近な自然環境を保全及び創造することによって、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

（３）　廃棄物を減量し、並びに資源及びエネルギーの消費を抑制することにより、資源温存型社会の実現を目指し、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

（４）　地球環境保全に資する施策の推進に努めること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ柳井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（市民の意見の反映）

第10条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

（年次報告書の作成及び公表）

第11条　市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第２節　環境の保全及び創造のための施策

（助成の措置）

第12条　市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

（施設の整備等の推進）

第13条　市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

（環境への負荷の低減の促進）

第14条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（景観の形成）

第15条　市は、地域特性に配慮した良好な景観が形成されるように、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに適切に景観を形成するように努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進、啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第17条　市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条　市は、第16条の環境教育等の推進並びに前条の市民等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第19条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第３節　地球環境保全の推進

第20条　市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第４節　施策の推進体制の整備

第21条　市は、関係行政機関及び市民等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

第３章　柳井市環境審議会

（設置）

第22条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、柳井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第23条　審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

（組織）

第24条　審議会は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

（１）　学識経験者

（２）　市議会議員

（３）　企業の代表者

（４）　民間団体の代表者

３　前項の委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

４　臨時委員は、市長が任命する。

（任期）

第25条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　前条第２項第２号から第４号までの委員は、任期中であってもその職を離れたときは解任されるものとする。

４　臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第26条　審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第28条　審議会に、専門的事項を調査審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会に属する委員は、審議会において選出する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によってこれを定める。

４　部会の運営その他について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（説明等の聴取）

第29条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第30条　審議会の庶務は、市民部において処理する。

（委任）

第31条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第25条第１項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則（平成20年３月26日条例第１号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月24日条例第35号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。